

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退がありました。

平成三十年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療法人田北会田北病院
医療機関の所在地	大和郡山市城南町二番一三号
担当する医療の種類	腎臓に関する医療
辞退年月日	平成三十年九月三十日